

29広総財第734号
平成29年10月5日



広川町庁舎建設委員会
委員長 様

広川町長 渡邊 元喜



広川町新庁舎建設基本計画の諮問について

広川町庁舎建設委員会設置条例（平成29年条例第11号）第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

つきましては、平成30年8月15日までに取りまとめて頂きますようお願い申し上げます。

記

諮問事項 広川町新庁舎建設基本計画について

諮問理由 広川町の本庁舎及び西庁舎（旧中央公民館）は、これまで広川町政の拠点として重要な役割を果たしてきましたが、施設の老朽化が進み、耐震性が低いことなど多くの課題を抱えています。

このような中で、新庁舎建設を検討するにあたり、住民の利便性の向上や行政効率化のための庁舎、災害発生時の行政機能維持や災害拠点施設としての庁舎の在り方などの基本的な考え方をまとめ、新庁舎建設の指針となる「広川町新庁舎建設基本計画（案）」について、庁舎建設委員会の意見を求めるものです。